

美深町特別支援連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 美深町に美深町特別支援連携協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(目的)

第2条 特別な教育的支援を必要とする乳幼児、児童、生徒に対し、教育、福祉、医療等関係機関が連携協力し、適切な支援を行う。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 相談支援と教育支援に関すること。
- (2) 乳幼児、児童、生徒の実態把握及び情報交換に関すること。
- (3) 適切な支援を行うための連携・協力に関すること。
- (4) 特別支援教育に関する理解啓発に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体から選出された委員及び学識経験者、専門医等から教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

2 協議会は、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 顧問（美深町長） | 1名 |
| (2) 会長（美深町教育長） | 1名 |
| (3) 副会長（美深町校長会会長、北海道美深高等養護学校校長） | 2名 |
| (4) 監事（地域生活支援センターのぞみ管理者、北海道美深高等学校校長） | 2名 |
| (5) 事務局長（美深町教育次長） | 1名 |

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めたときは、別表に掲げるもの以外の出席を求めることができる。

(役員・委員の任期)

第5条 役員・委員の任期は定めない。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集する。

(部会)

第7条 協議会に専門部会及び教育支援部会を置く。

2 部会は、協議会委員及び関係構成団体等から選出された部員により構成し、部会長は会長が任命する。

3 専門部会の設置に関する事項は別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、美深町教育委員会内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行する。

この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。

この要綱は、平成24年9月13日から施行する。

美深町特別支援連携協議会専門部会及び教育支援部会設置要綱

(設置)

第1条 美深町に美深町特別支援連携協議会設置要綱第7条に基づき、専門部会及び教育支援部会を設置する。

(協議事項)

第2条 専門部会及び教育支援部会は、美深町特別支援連携協議会長の命を受け、次の各項に掲げる事項について協議する。

2 専門部会

- (1) 協議会が実施する研修事業等の企画運営。
- (2) 特別支援教育相談に関すること。
- (3) 就学指導に係る資料作成に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項。

3 教育支援部会

- (1) 就学指導に関すること。
- (2) 特別支援学級入級に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項。

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる部員をもって構成する。

2 部会は、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 部会長 | 1名 |
| (2) 副部会長 | 2名 |

3 副部会長は、部会長が選任する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、班を設け必要事項を協議することができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、協議会委員及び構成団体等関係者の出席を求めることができる。

(部員の任期)

第4条 部員の任期は定めない。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、美深町教育委員会内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会に関する事項は部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行する。

この要綱は、平成22年6月25日から施行する。

この要綱は、平成24年9月13日から施行する。